

労務単価の改定に伴うインフレスライド・特例措置にかかる下請契約の 見直しに関する報告書の提出について

令和3年6月1日

四日市市では、例年3月から適用する公共工事設計労務単価及び設計業務委託等技術者単価（以下、新労務単価等という。）の改訂の際、国からの要請を踏まえ、労務単価の改定に伴うインフレスライド・特例措置を講じています。これまでの運用は、受注者である元請業者からの請求を受けて変更契約を行うというものですが、新労務単価等の下請契約への反映を徹底するため、今後は報告書の提出を求めることといたします。つきましては、変更契約締結後に、報告書を工事担当課に提出してください。

《問い合わせ先》

◆四日市市役所 総務部 調達契約課
電話（059）354-8125